

京都市告示第375号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年10月18日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 府道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
京都京北線	北区上賀茂御菌口町56番地の5地先内	旧	4.20	15.00 ~ 21.00
		新	2.40	15.00 ~ 18.80

- 2 道路の種類 市道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
上賀茂経186号線	北区上賀茂朝露ヶ原町28番地の9地先から 同町28番地の11地先まで	旧	メートル 21.50	メートル 10.00 ~ 14.50
		新	22.50	10.00 ~ 11.15
上賀茂緯440号線	北区上賀茂御菌口町5番地の10他合地 地先内	旧	4.00	34.80 ~ 37.80
		新	5.80	30.50 ~ 37.80

(建設局土木管理部道路明示課)